

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社長崎組
- 業者の住所 : 福井県大野市朝日26-31-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年1月15日～令和3年2月14日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 大阪支社管内(北陸)
- 4 事実概要
- 株式会社長崎組の社員は、大野市(福井県)が令和元年度に発注した林道工事を巡り、便宜を図った謝礼に賄賂を送ったとして、令和2年11月19日、贈賄の容疑で福井県警に逮捕され、令和2年12月9日、同罪で福井地検に起訴された。
- 5 指名停止措置理由
- 4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第3項(3)(下記参照)に該当する。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
1～2 省略  (贈賄)	省略
3 次の各号に掲げる者が当該地方機関の施行地域内の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 <u>(3) 使用人</u>	逮捕又は公訴を知った日から  3か月以上9か月以下 2か月以上6か月以下 <u>1か月以上3か月以下</u>
4 以降 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)